

基本4項目の取扱い(案)

基本4項目の取扱いについては、次のとおりとする。

1. 合併の方式
合併の方式は、美原町の区域を堺市に編入する編入合併とする。
2. 合併の期日
合併の期日は、平成17年2月1日とする。
3. 市の名称
新市の名称は、堺市とする。
4. 事務所の位置
新市の事務所の位置は、堺市南瓦町3番1号(現堺市役所の位置)とする。